

議案第41号

工事委託契約について

工事委託契約を次のとおり締結する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |            |   |
|------------|---|
| 1 委託契約の目的  | 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事                   |
| 2 委託契約の方法  | 随意契約  |
| 3 委託契約金額   | 3億5,390万5,000円                                  |
| 4 委託契約の相手方 | 松山市一番町四丁目4番地2<br>一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター<br>理事長 服部 正 |
| 5 完成期限     | 令和4年3月31日                                       |

提案理由

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事の委託契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

# 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 東予事業所解体撤去工事

